

# 所得税の概要のチェックリスト

## 1-2 納税地（本書掲載 2 頁）

- 自宅兼事業所であった住所地（A 税務署）から他の住所地（B 税務署）に自宅を転居させたのに、引き続き事業所を納税地とする場合、納税地の異動届を提出しているか
- 納税管理人の住所地を納税地としていないか。
- 死亡した者の所得について、相続人の住所地を納税地としていないか。
- 
- 

## 1-3 非課税所得（本書掲載 3 頁）

- 遺族年金を誤って雑所得として申告していないか。
- 雇用保険の失業給付（同法第 12 条）を雑所得として申告していないか。
- 給与所得者ではないにもかかわらず、出張旅費を非課税としていないか。
- 外国の宝くじの当選金を、非課税としていないか。
- 交通事故による損害賠償金を、すべて非課税としていないか。
- 店舗が壊されたことにより受ける休業補償金を、非課税としていないか。
- ネットオークションで古着等生活雑貨を譲渡した所得を確定申告していないか。
- 事業用資産を譲渡した売却益を非課税としていないか。
- 生活用の貴金属、書画、骨董等の譲渡所得をすべて非課税としていないか。
- 産科医療保障制度の補償金を一時所得として申告していないか。
- 

## 1-5 確定申告（本書掲載 11 頁）

### 【青色申告特別控除】

- 不動産所得と事業所得の両方から青色申告特別控除をしていないか。
- 貸借対照表を添付していないのに、65 万円の青色申告特別控除を適用していないか。
- 山林所得なのに、65 万円の青色申告特別控除を適用していないか。
- 確定申告期限後に申告書を提出したのに、65 万円の青色申告特別控除を適用していないか。
- 事業所得が赤字で、不動産所得が事業として行われていない為、青色申告特別控除が 10 万円しか適用できないと勘違いしていないか。

### 【青色申告承認申請】

- 白色申告で不動産貸付業を営んでいたものが、年の中途から事業を開始し、2 ヶ月以内に「青色申告承認申請書」を提出した場合、本年から青色申告が認められると考えていないか。